

国家戦略特区 WG による規制改革の提案の具体化のための助言

申込表

地方公共団体名：和歌山県・すさみ町 担当者氏名：

連絡先：

① 今回の提案に当たって、特に重視したポイント、前回（4月）から追加、変更ポイントなどを、以下に記載してください。

- ・南紀熊野スーパーシティ構想において、衰退が進む消滅可能性都市を、住民のおもてなし力とテクノロジー等で「未来観光の町」に再生するコンセプトは不変。
- ・顔認証×マイナンバーカード情報を活用したワクチン確認等の追加実装により、安心安全で快適な滞在を実現

【規制改革事項】

- 飲食店やタクシーが少なく観光消費機会が逸失（公共や民間では財政的、経営的に不可）
 - ①一般家庭で客への食事提供（変更点）が可能となるよう、家庭用と事業用の台所を同一とできるようにする等の食品衛生法上の施設基準の特例
 - ②タクシーと同一料金での自家用有償運送（新規追加）を可能とする制度改革（同一料金化で自家用有償運送の経営自立化とタクシーとの共存を図る）
- 地域の人材不足を補うワーケーション人材の活用
 - ③ワーケーションでの労働時間規定の特例による副業の推進（労働時間規定の特例や裁量労働制対象の拡大（変更点）による時間通算の適用除外）

② 特区 WG の場において、特に、有識者から助言等を依頼したい項目（3～5項目程度）を、以下に記載してください。

提案名	分野
①食品衛生法の施設基準の特例による“どこでもランチ”	観光・食品衛生
②自家用有償旅客運送制度の運賃制限の改革による“誰でもタクシー”	観光・交通
③ワーケーションにおける労働時間通算規定の特例による副業・兼業の推進	観光・労働

① 有識者の助言等に当たって、特に依頼したい事項を、以下に記載してください。（自由記載）

○規制改革の実現のため、整理していくべき点について助言をいただきたい。

【①どこでもランチ】

- ・民泊施設での宿泊者以外への料理の提供について規制改革の提案を行った際に、厚生労働省からは、「民泊宿泊者以外の者に対して料理を提供する行為は、

通常の飲食店と同様の行為であり、飲食店と同様に扱われるべき」との考えが示された。しかし、農家民泊では弾力的運用が認められていること、同じ食事を食べることや客数・回数の制限を行うことで公衆衛生上のリスクが想定程度低減されることから、規制改革が可能と考えるがどうか。

【②誰でもタクシー】

・すさみ町では民間タクシーは1社のみで実質3台稼働、8時～18時の営業であり、時間外や混雑時に、また営業所から離れている地域において、住民や観光客の移動が不便である。町では平日の昼間、コミュニティバスを運行しているが、これ以上の地域交通への財政支援は困難。タクシー事業者も経営的に増便対応等は困難。このような中、タクシーとの共存を図りながら地域交通の利便性向上を図るため、タクシーと同程度料金での自家用有償運送を行いたい、どうか。

なお、和歌山運輸支局に相談した際には、「既存のタクシー事業者に配慮した良い仕組みだが、規制緩和が必要」との助言があった。

【③ワーケーション時の副業の推進】

・ワーケーション実施者が、町内で副業・兼業を促進する労働法制の特例を提案した際に、厚生労働省からは「労働者の過重労働を防止し労働者の保護を徹底する観点から、異なる複数の使用者のもとで労働する副業・兼業の場合には、各使用者は複数の事業場での労働時間を通算して労働基準法を遵守いただく必要がある。」「また、労働基準関係法令は、企業の公正な競争の確保の観点からも全国一律のルールとすることが必要である。」との考えが示された。

今回、ワーク（仕事）とバケーション（休暇）を組み合わせる一定のワーケーションについて、使用者が一定時間以上の休暇を与えることや、ワーケーション期間中は業務の遂行手段や時間配分の決定に関し、使用者の具体的な指示を限定するなど、過重労働の防止につながる措置を講じることで、労働時間の通算規定の適用除外や大学教員に認められている裁量労働と同様の取り扱を行えるよう、規制改革を行いたいと考えているがどうか。

また、先行して特区で取り組む理由としては、白浜、すさみ地域はすでにワーケーションの受け入れが始まっており、特区でない隣接する白浜町との比較により、特例措置の効果検証が可能となると考えるがどうか。

<送付先・お問い合わせ先>

・内閣府 地方創生推進事務局

・電 話：03-5510-2463 ・メールアドレス：g.super-city.i9e@cao.go.jp

規制改革提案（再提案項目）

南紀熊野スーパーシティ構想を実現するための3つの規制改革

来訪者と地域住民の
交流機会の不足

土日や夜間の運行休止など
二次交通が脆弱

ワーケーションや副業・兼業等
新たな働き方の更なる推進

食品衛生法の施設基準の緩和

- 【主な規制】
- ・食品衛生法施行規則第66条の7
（食品営業の施設基準）



一般住民宅における食事提供
～どこでもランチ～

自家用有償旅客運送制度における
運賃制限の緩和

- 【主な規制】
- ・道路運送法施行規則第51条の15
（旅客から収受する対価の基準）



一般住民による有償旅客運送
～誰でもタクシー～

ワーケーションにおける
労働時間通算規定等の緩和

- 【主な規制】
- ・労働基準法第38条第1項（時間計算）
 - ・労働基準法第38条の3（専門業務型裁量労働制）



ワーケーションにおける自由な副業・兼業
～ワーケーション特区～

“暮らすように過ごす”
新たな旅の形を実現

住民が支える
新たな公共交通網を実現

多様で柔軟な
新たな働き方を実現

食品衛生法の施設基準の緩和による“どこでもランチ”の実現

現 状

- 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や南紀熊野ジオパークなどの観光資源を有し、年間約90万人が来訪する一方で、**町内の飲食店は非常に少なく、観光客等の地域での消費機会や交流機会を逸失している**
- 人口3,800人の小さな町であり、**安定的な外食需要が期待できないことから、新規出店が見込めない**

目指す姿

- すさみ町民のおもてなしの心を活かして、**一般家庭で観光客等に食事を振る舞えるようにしたい**
- 持続的な取組となるよう、**食事の提供に当たり一定の料金を受け取れるようにしたい**
- 食事を通じて**地元住民と交流することにより、来訪者のすさみファン化、関係人口の獲得に繋がりたい**

現行法制度

- 食品を調理し客に飲食させる**飲食店営業等を行う場合、食品衛生法上の施設基準を満たすことが必要**
【主な施設基準】
 - ・床面や内壁は清掃等が容易な材質・構造であること
 - ・食品・器具それぞれ専用の洗浄設備を有すること
 - ・家庭用台所と事業用調理場を区別すること 等

求める特例措置とその効果

自ら調理したものを客と同席して飲食する形式で行う営業については、食品衛生法上の施設基準を緩和すること

- ・客と同席し飲食することなどを条件とし、営業規模を制限することにより、公衆衛生上のリスクを相当程度低減
- ・住民もボランティアではなく一定の報酬が得られるので、一過性の取組に終わらず、継続性が確保できる
- ・1日当たりの人数や提供数を制限することで既存飲食店の営業を阻害しないよう配慮しつつ町の魅力を向上できる

自家用有償旅客運送制度の運賃制限の緩和による“だれでもタクシー”の実現

現 状

- 町営コミュニティバスは平日昼間**のみの運行**であり、運行本数も少なく、利便性が低い
- 町営コミュニティバスの**運行本数の拡大は財政上厳しく困難**であり、**路線定期運行からデマンド運行に変更すれば**利便性は向上するものの、**既存のタクシー需要まで奪う恐れ**がある
- **地元タクシー会社は車両を3台しか所有しておらず**、需要が集中する時間帯は**全てに対応できていない**
- **平日休日ともに18時以降はバス・タクシーともに運行されておらず**、**公共交通機関が全くない状態**

目指す姿

- 自家用有償運送制度を活用した**デマンド交通を民間タクシーと共存する形で導入し**、**公共交通の充実を図りたい**

現行法制度

- 自家用有償運送制度では、旅客から収受する**対価の基準**については「**営利を目的としているとは認められない 妥当な範囲内**」（道路運送法施行規則第51条の15）とされており、**利潤を生むような料金設定ができない**



求める特例措置とその効果

自家用有償旅客運送制度の料金基準を緩和し、タクシー並み運賃の収受を可能とすること

- ・タクシーと同程度の料金で運用することで既存のタクシー需要を奪うことなく公共交通を充実できる。
- ・得られた利潤の中から地域ポイントを発行し、次回乗車時に使用できるようにすることで、タクシーの実質料金を下げることができ、タクシー需要の底上げにも繋がる。
- ・すさみ町に限らず、安定的な交通需要が見込めない過疎地域やⅡ種免許保持者を確保することが困難な地域において、自家用有償運送制度を活用した新たな公共交通体系の構築が期待できる。

ワーケーションにおける労働時間通算規定の緩和による副業・兼業の推進

現 状

- 人口3,800人（高齢化率47%超）の町で毎年100名程度の人口が減少しており、**地域における担い手確保が課題**
- 一方、働き方や生き方が多様化し、都市部を中心に地方での**個人の副業・兼業ニーズが拡大**

目指す姿

- ワケーション等における地域での**自由な副業・兼業を実現**することにより、**地元産業の担い手を確保**するとともに、地元企業との交流による**関係人口の獲得につなげたい**

現行法制度

- 労働基準法第38条第1項において「**労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する**」とされており、フルタイム労働者が副業・兼業した場合、**副業・兼業先では割増賃金の支払いが必要**となるため、副業・兼業者を雇い入れるのを躊躇する

求める特例措置とその効果

次の①②に該当するワーケーションについては、副業・兼業時における労働時間の通算問題が生じないように、以下の特例措置を講じること。なお、いずれの場合も、ワーケーションの期間は1週間以上継続するものとする。

- ①**ワーク（仕事）とバケーション（休暇）の組合せとしてのワーケーション（同法38条第1項「労働時間の通算」の特例）**
1日1時間又は1週5時間以上の時間休暇を与えるワーケーションについては、その期間中、労働時間を通算しない。
- ②**事業場外労働と裁量労働の組合せとしてのワーケーション（同法38条の3「専門業務型裁量労働制」の特例）**
期間中の業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し、使用者が労働者に対し具体的な指示をしない形態のワーケーションについては、その期間中、副業・兼業時の時間を含め、所定労働時間労働したものとみなす。
(なお、期間中に従事する業務は専門業務型裁量労働制の対象業務に限定しない。)

- 副業・兼業時の労働時間の通算が不要となることから、副業・兼業人材の受入れ拡大が期待できる。
- 副業・兼業が自由にできる地域として、ワーケーションやテレワークの適地としての訴求力の向上が期待できる。
- 働く者の個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を推進することで、令和時代の新たな働き方の実現が期待できる。



《規制改革の再提案》

食品衛生法の施設基準の緩和による “どこでもランチ”の実現

すさみ観光の現状

- 世界遺産「**紀伊山地の霊場と参詣道**」の熊野古道大辺路長井坂、自然遺産「**南紀熊野ジオパーク**」、ナショナルサイクルルート「**太平洋岸自転車道**」等の観光資源を有し、**年間約90万人が来訪**
- 近年は豊かな自然を生かしたキャンプ、サイクリング、ビーチヨガ、SUP、ジオクルーズ、スポーツフィッシング等、**アウトドア体験観光がさらに充実**
- 本年6月には町内に「フェアフィールド・バイ・マリオット・和歌山すさみ」が開業したほか、7月からはJR西日本の観光特急列車「WEST EXPRESS銀河」が運行されるなど盛り上がりの兆し
- **近年の旅行動態は、「周遊型観光」から「滞在型観光」、「モノ消費」から「コト消費」へと変化**しており、これまでの都市部やリゾート地における観光に限らず、地方観光にもチャンスが到来
- さらに、コロナ禍を契機とし、「**少人数**」「**自然回帰**」「**アクティビティ志向**」へシフト

ポテンシャルとトレンドが一致！今後さらに観光客数が伸びることが期待

すさみ観光の課題

- 町内の**飲食店は14軒と非常に少ない**（特に夜間に至っては営業店数は10軒に満たない）ため、観光等で訪れた方々に食事機会を提供することができておらず、**近隣市町まで素通り**されている
- 新規出店が期待されるも、人口3,800人（高齢化率47%）の小さな町であり、住民による**安定的な外食需要が期待できない**ことから、事業採算性に乏しく、**直近3年間の出店実績は僅か2件**

観光客等の地域での消費機会や住民との交流機会を逸失

食品衛生法の施設基準の緩和による”どこでもランチ”の実現

目指す姿

- 町民のおもてなしの心を活かし、町民自らが観光客等に食事や宿泊を提供する「まち丸ごとホテル」
- 食事を通じて来訪者が地元住民と交流することにより、また、すさみの暮らしそのもの（生活観光資源）を楽しんでもらうことで、すさみファンになってもらい、交流人口から関係人口へと繋げる

観光客等も”暮らすように過ごす”新たな旅の形「ライフケーション」を実現

事業概要

町内どこでも食事が取れる『どこでもランチ』

「今日はいい魚が捕れたから食べにおいで！」と「地元ならではの料理が食べたい！」を繋ぐ
“どこでもランチ”で町全体を飲食店に！住民交流で訪れた人々をすさみファンに！

メニュー登録



住民がメニューを登録

申し込み



観光客が食べたい料理を選択

マッチング



住民が了承すればマッチング成功

食品衛生法の施設基準の緩和による“どこでもランチ”の実現

現行制度

- 食品を調理し客に飲食させる**飲食店営業を行う場合、食品衛生法上の施設基準を満たすことが必要**

項目	主な施設基準
区画	住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物にある場合、それらと区画されていること。
床・内壁	床面は不浸透性の材質で作られ、排水が良好であること。 内壁は床面から容易に汚染される高さまで、不浸透性材料で腰張りされていること。
洗浄設備	食品等を洗浄するため、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給できる使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有すること。

- **農山漁村余暇法に基づく農家民宿制度**では、農林漁家が開業しやすいよう、**食品衛生法上の施設基準の弾力的運用**が認められている

例：営業に用いる調理場は家族用の調理場と共用可能。洗浄設備の数、床・内壁の材質の基準等が緩和

支障事例

- **食品衛生法上の施設基準**については、都道府県等が条例により定めているが、全国の規制の平準化の観点から**厚生労働省令で定める基準を参酌**する必要がある。
- **一般家庭**において**観光客等（どこでも民泊の宿泊者に限られない）**に対し常態的に有料で食品を調理したものを提供することは、食品衛生法上の「営業」に当たる可能性がある。しかし、**通常の飲食店**とはその規模に大きな差があることから、**施設整備費用の回収が困難**である。

公衆衛生上のリスクに応じた施設基準の弾力的運用が必要

食品衛生法の施設基準の緩和による”どこでもランチ”の実現

求める特例措置

自ら調理したものを客と同席して飲食する形式で行う営業については、以下のとおり、食品衛生法上の施設基準を緩和すること

項目	現行制度（食品衛生法施行規則）	求める特例措置
区画	住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物にある場合、それらと区画されていること。	食品営業許可施設以外との兼用を認める。
床・内壁	床面は不浸透性の材質で作られ、排水が良好であること。内壁は床面から容易に汚染される高さまで、不浸透性材料で腰張りされていること。	耐水性素材以外の構造を認める。
洗浄設備	食品等を洗浄するため、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給できる使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有すること。	自動食器洗浄機を設置する場合、器具専用の洗浄設備を設けないこと（1槽式シンク）を認める。

（特例措置の適用要件）

- ・ 食事の提供の際は調理者が同席し客とともに飲食すること
- ・ 1回に食事提供できる客数の上限を設定すること
- ・ 1日の提供回数に上限を設定すること

営業を小規模に制限することで、公衆衛生上のリスクを相当程度低減できる（コロナ対策にも）

社会的経済的効果

- ・ 地域における来訪者へのおもてなしを住民の無償の善意だけに頼ることなく実現できる。一定の収益が得られることから、一過性の取組に終わらず、継続性が確保できる。
- ・ 営業規模を制限することにより既存飲食店の営業や新規の出店を阻害しないほか、町の魅力が高まることで既存飲食店の需要が増加する相乗効果も期待できる。
- ・ 地方創生に繋がる新たなツーリズムの形態として、住民と観光客の交流機会を創出することで、観光客の満足度向上や関係人口の獲得にも繋がる。

(参考) 関係法令

■ 食品衛生法 (抜粋)

第五十四条 都道府県は、公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、厚生労働省令で定める基準を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

■ 食品衛生法施行規則 (抜粋)

第六十六条の七 法第五十四条に規定する厚生労働省令で定める基準は、令第三十五条各号に掲げる営業（同条第二号及び第六号に掲げる営業を除く。）に共通する事項については別表第十九、同条各号に掲げる営業ごとの事項については別表第二十、法第十三条第一項の規定に基づき定められた規格又は基準に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準にあつては別表第十九及び別表第二十の基準に加え、別表第二十一のとおりとする。

別表第十九（第六十六条の七関係） ※一部抜粋

- 一 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。
- 二 食品又は添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接触するおそれのあるもの（以下「食品等」という。）への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、作業区分に応じ、間仕切り等により必要な区画がされ、工程を踏まえて施設設備が適切に配置され、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。ただし、作業における食品等又は従業者の経路の設定、同一区画を異なる作業で交替に使用する場合の適切な洗浄消毒の実施等により、必要な衛生管理措置が講じられている場合はこの限りではない。なお、住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物にある場合、それらと区画されていること。
- 三 施設の構造及び設備
 - ハ 床面、内壁及び天井は、清掃、洗浄及び消毒（以下この表において「清掃等」という。）を容易にすることができる材料で作られ、清掃等を容易に行うことができる構造であること。
 - ニ 床面及び内壁の清掃等に水が必要な施設にあつては、床面は不浸透性の材質で作られ、排水が良好であること。内壁は、床面から容易に汚染される高さまで、不浸透性材料で腰張りされていること。
 - ヌ 食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵又は冷凍設備を必要に応じて有すること。製造及び保存の際の冷蔵又は冷凍については、法第十三条第一項により別に定められた規格又は基準に冷蔵又は冷凍について定めがある食品を取り扱う営業にあつては、その定めに従い必要な設備を有すること。
 - レ 食品等を洗浄するため、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給できる使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有すること。



«規制改革の再提案»

自家用有償旅客運送制度の 運賃制限の緩和による “だれでもタクシー”の実現

自家用有償旅客運送制度の運賃制限の緩和による“だれでもタクシー”の実現

すさみ町の二次交通の現状

- 平成26年以降、町内を運行する**民間バス3社が路線を廃止**。現在は**町営コミュニティバスが平日のみ運行**。
（運行委託費約4,000万円（車両維持費等別途））
- 町内の**タクシー事業者は1社で、実質稼働台数は3台**。（運転手が上記コミュニティバスと兼務する為、複数台の稼働が不可となる時間帯がある）

すさみ町の二次交通の課題

- **タクシーの稼働台数が少なく、朝の通院や買い物等、ピーク需要に対応できていない**。
非稼働の時間帯（営業時間8:00～18:00頃）も多く、早朝出発したいときや夜間の飲食後など、タクシーに乗りたくても乗れない**交通空白の時間帯が発生**。
- しかし、生活需要は**ピーク・オフピークの変動が非常に大きい**ため、ピーク時に合わせた体制を常時維持することは経営上難しく、**民間対応は困難**。（町営コミュニティバスの運行受託が事業の中心となっている現在の経営状況ではタクシー増車は現実的でない）
- **観光需要**から見た場合、年間300万人の観光客数を誇る白浜町から車で30分弱の位置にあり、少し足を延ばせば訪問できる距離にあるが、タクシーで訪問した場合、**帰りの交通手段の確保が困難**な状況にある。
- **補助金**を出してタクシー事業者に増車を依頼することやコミュニティバスを増便することも、**町の財政上困難**（財政規模は40億円程度で、うち地方税収入は約4億円と自主財源に乏しい）であり、**行政対応も不可**。
- また、**町営コミュニティバスのデマンド化**は、既存の**タクシー需要の喪失に繋がる恐れ**があり、事実上不可能。

平日・休日ともに18時以降は町営バス・タクシーともに運行されておらず、公共交通機関が全くない状態

自家用有償旅客運送制度の運賃制限の緩和による“だれでもタクシー”の実現

目指す姿

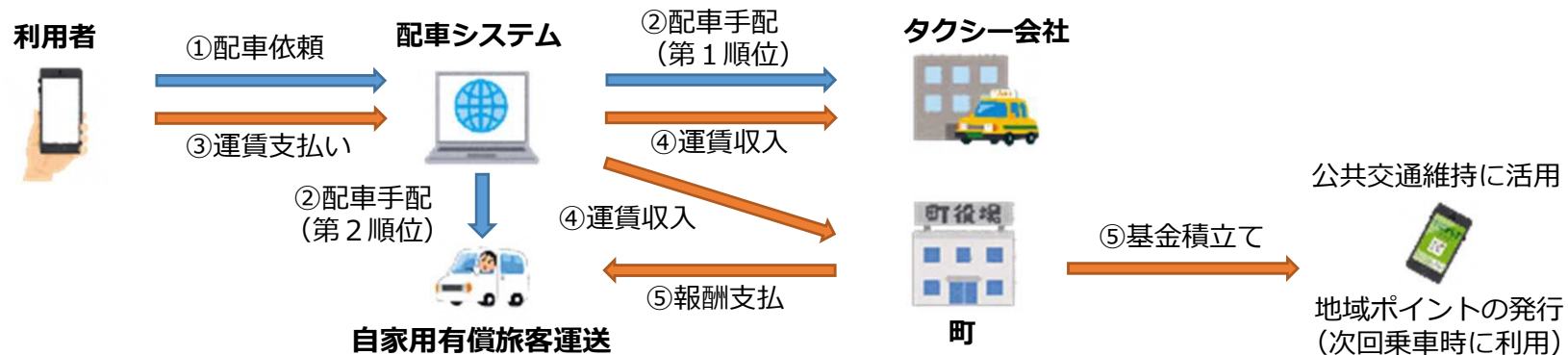
町民が自家用車等を使って有償で送迎することで交通空白を解消したい

- 持続的な仕組みとするために、**ボランティア（無償）**ではなく、一定の収益が得られるようにしたい。
- 民業圧迫を回避しつつ、新たな仕組みを導入するためには、**タクシー運賃とのイコールフットイングが必要**。
- 同時に、移動が単なる物理的な移動だけに留まらず、**町民と訪問者の交流機会**とすることで、**関係人口作り**に寄与させたい。

事業概要

自家用有償旅客運送制度を活用したオンデマンド交通を町内全域で導入

- 町を運行主体とするオンデマンド交通を導入。配車管理や運賃決済はスマホアプリを利用
- 運転手はI種運転免許を持ち安全講習を受講した町民。車両は町民の自家用車等の活用を想定
- **運賃はタクシー運賃と同程度**とし、一定の収益を上げられる事業形態とする。なお、民業圧迫とならないように、タクシー事業者が配車できないときのみ運行させる（**タクシーを優先配車**）
- **配車や決済は必ず専用システムを経由**。直接、運転手に配車依頼したり、運送対価を支払うことは認めない。（システムを介さず無許可で“白タク営業”を行うこと防ぐ）
- 本事業で得た**収益の一部**については、**協力住民（運転手）の報酬に充てる**ほか、町に還元し、高齢世帯へのタクシーチケット発行のための財源とするなど、**公共交通網の維持に活用**する予定



自家用有償旅客運送制度の運賃制限の緩和による“だれでもタクシー”の実現

現行制度

- **自家用有償旅客運送制度における旅客から收受する対価の基準** 〔 道路運送法第79条の8
道路運送法施行規則第51条の15 〕
 - ・ 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して**実費の範囲内**
 - ・ 営利を目的としているとは認められない**妥当な範囲内**であり、かつ、**地域公共交通会議等において協議が調っている**
- **自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて**（国自旅第315号令和2年11月2日）
 - ・ 運送の対価は、当該地域における**タクシーの上限運賃**（ハイヤー運賃を除く。）の**概ね1/2の範囲内**であること。
 - ・ ただし、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、1/2を超える運送の対価を設定することも可能である。

支障事例

- 地域公共交通会議で協議が調えば、タクシーの上限運賃の概ね1/2を超える金額を設定することは可能であるが、**営利を目的とした金額に設定することはできない。**
- また、タクシー運賃より**安価な自家用有償旅客運送を運行すると、価格競争力の面でタクシーが不利**となる。このため、自家用有償旅客運送の導入について地域公共交通会議での合意を得ることが困難となっている。

《和歌山運輸支局の見解》

- 自家用有償旅客運送の運行に必要な経費等を賄うため、タクシー運賃の1/2以上に設定することも可能であるが、**営利を目的としてタクシー同等の運賃設定を行うことは現行制度上では困難**

自家用有償旅客運送制度の運賃制限の緩和による“だれでもタクシー”の実現

求める特例措置

自家用有償旅客運送制度の運賃制限を次のとおり緩和し、
営利を目的とした運賃設定（タクシー同程度の運賃）を可能とすること

現行制度（道路運送法施行規則）

旅客の運送に要する燃料費その他の費用を
勘案して実費の範囲内

営利を目的としているとは認められない
妥当な範囲内であり、かつ、地域公共交
通会議等において協議が調っている

求める特例措置

実費だけでなく、利潤を得られるよう、
タクシー運賃と同等程度の運賃設定を可能とする

地域公共交通等において協議が調った場合、
営利を目的とした運賃設定を可能とする
(収益を公共交通の維持等に充てる場合に限る)

社会的経済的効果

- タクシーと同程度の料金で運用することにより、**既存のタクシー需要を奪うことなく公共交通を充実**できる。
- **得られた利潤の中から地域ポイントを発行**し、次回乗車時に使用できるようにすることで、タクシーの実質料金を下げることができ、**タクシー需要の底上げ**にも繋がる。
- すさみ町に限らず、安定的な交通需要が見込めない過疎地域やⅡ種免許保持者を確保することが困難な地域において、**自家用有償運送制度を活用した新たな公共交通体系の構築**が期待できる。

(参考) 関係法令

■ 道路運送法 (抜粋)

(旅客から收受する対価の公示等)

第七十九条の八 自家用有償旅客運送者は、その業務の開始前に、旅客から收受する対価を定め、国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、又はあらかじめ、旅客に対し説明しなければならない。これを変更するときも同様とする。

2 前項の対価は、**実費の範囲内であることその他の国土交通省令で定める基準に従って定められたものでなければならない。**

■ 道路運送法施行規則 (抜粋)

(旅客から收受する対価の基準)

第五十一条の十五 法第七十九条の八第二項の旅客から收受する対価の基準は、次のとおりとする。

- 一 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して**実費の範囲内であると認められること。**
- 二 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとつて明確であること。
- 三 当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が**営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内**であり、かつ、**地域公共交通会議等において協議が調っていること**（第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、当該運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、同号の地域公共交通計画において当該対価が定められていること。）。

■ 自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて (国自旅第315号令和2年11月2日) (抜粋)

(3) 対価の設定に当たっての考え方

旅客から收受する対価は、法第79条の8及び施行規則第51条の15の規定に基づき、以下に掲げる考え方に従って定めるものとする。

① 旅客から收受する対価の水準

旅客から收受しようとする対価は、施行規則第51条の15において、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることなどが求められており、具体的には、次のイ. からホ. に掲げる基準を目安とするものとする。

- イ. 運送の対価は、**当該地域におけるタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く。）の概ね1/2の範囲内であること。**ただし、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、1/2を超える運送の対価を設定することも可能である。
- ロ. 運送の対価以外の対価にあつては、実費の範囲内であること。



《規制改革の再提案》

ワーケーションにおける 労働時間通算規定の緩和による 副業・兼業の推進

ワーケーションにおける労働時間規定の緩和による副業・兼業の推進

現 状

- テレワークの普及により、**時間や場所にとらわれない自由な働き方が可能に。**
- 他方、**都市部の労働者**の中には、生活のためではなく、自分の経験や能力を活かして地域貢献・社会貢献をしたいと考える者が相当数おり、**地方における副業・兼業ニーズが拡大**(2018年に“副業解禁”したことも後押し)
- それら**都市部の副業人材**は、ワーケーション先進地の和歌山に**ワーケーションに来る人材との一致性が高い。**
- **地方**ではITやマーケティング等の**専門知識を有する高度人材が不足**。即戦力となる外部人材を求めている。

目指す姿

- 自由な副業・兼業環境の整備による、**地方における都市部人材の活用と地域活性化**
- 地域企業・産業への知識移転による、**生産性向上・産業活性化**
- 長期滞在や副業・兼業を通じた来訪者と地域住民の**交流による関係人口の創出**、ひいては（副業兼業人材の地方企業への転職による）**定住人口の創出**（消滅可能性都市のすさみ町においては人口減少の食い止め）

現行制度・課題

《副業・兼業時における労働時間の通算問題》

- 労働基準法第38条第1項により、**事業場を異にする場合**（行政解釈により使用者が異なる場合を含む）**においても、労働時間は通算するもの**とされている
- その結果、フルタイム労働者が副業・兼業を行った場合、**副業・兼業先では常に割増賃金の支払いが必要**となるため、**副業・兼業者の雇用を躊躇させるもの**となっている。
- 他方、副業・兼業先の労働者から見れば、**同じ時間同じ仕事を行ったとしても、副業・兼業者に対してのみ割増賃金の分だけ多くの賃金が支払われること**となり、不公平感は否めない。また、このことが**副業・兼業の拡大を妨げるもの**ともなっている。

ワーケーションにおける労働時間規定の緩和による副業・兼業の推進

求める特例措置

「ワーケーション特区」として、
次の①または②のいずれかに該当するワーケーションについては、
副業・兼業時における労働時間の通算問題が生じないように特例措置を講じること。
なお、いずれの場合においても、ワーケーションの期間は1週間以上継続するものとする。

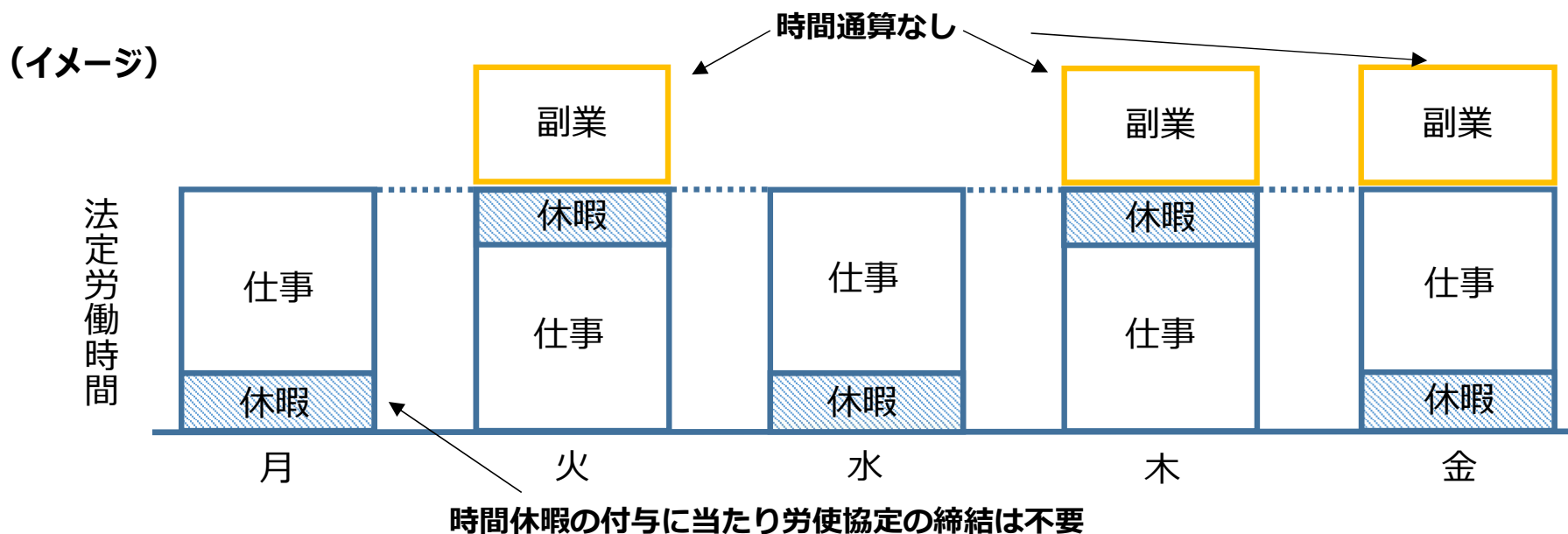
①ワーク（仕事）とバケーション（休暇）の組合せとしてのワーケーション

特例措置：労働基準法第38条第1項の適用除外（労働時間は通算しない）

労働基準法第39条第4項の適用除外（労使協定の締結を要件としない）

適用要件：ワーケーション期間中、1日1時間または1週5時間（週休2日制を想定）以上の時間休暇を与えること。

備考：時間休暇の付与を義務づけることは、過重労働の防止につながる。また、この場合、時間休暇の付与は義務（要件）として課すものであるため、労使協定の締結まで要求すべきではない。



ワーケーションにおける労働時間規定の緩和による副業・兼業の推進

求める特例措置

②事業場外労働と裁量労働の組合せとしてのワーケーション

特例措置：労働基準法第38条の3の特例

(副業・兼業の時間を含めた労働時間のみなしを認め、業務を専門業務型裁量労働制の対象業務に限定しない)

適用要件：ワーケーション期間中は、「業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し、当該対象業務に従事する労働者に対し使用者が具体的な指示をしないこと」。

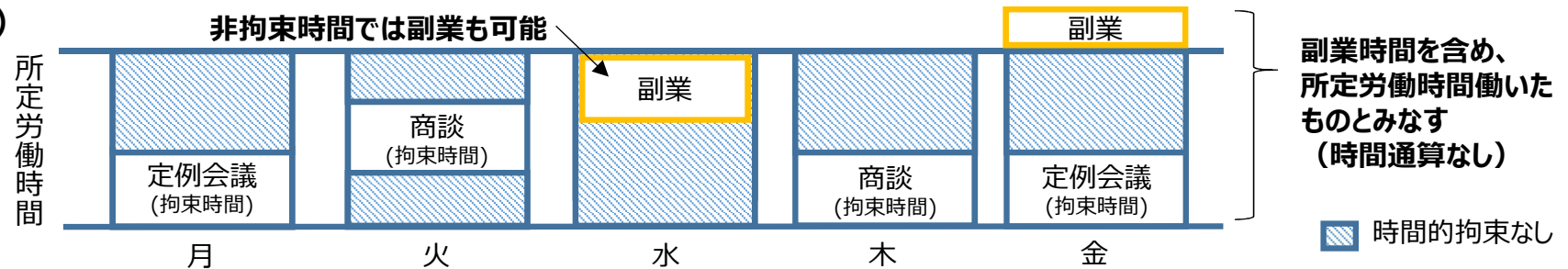
その場合、会議や打合せ等時間的拘束を受ける時間は、1日4時間または1週20時間を上回らないもの*

(所定労働時間が法定労働時間よりも短い場合には、その5割程度の時間)とする。

※専門業務型裁量労働制の対象業務「学校教育法に規定する大学における教授研究の業務」を参考に設定

備考：ワーケーションには、通常の勤務場所とは異なる場所における労働＝事業場外労働の側面もあるため、裁量労働制の適用を前提としつつ（労使協定の締結は要件として課す）、一部の条項につきその特例を認めるもの。

(イメージ)



社会的経済的効果

- 副業・兼業時の労働時間の通算が不要となることから、副業・兼業人材の受入れ拡大が期待できる
- 副業・兼業が自由にできる地域として、ワーケーションやテレワークの適地としての訴求力の向上が期待できる。
〔ワーケーション先進地和歌山から「新たなワーケーションモデル」の発信。副業・兼業を含めた1週間以上という長期滞在型のワーケーションにより、関係人口づくりに役立ち、ひいては定住人口づくりにも寄与するモデル。〕
- 和歌山県の場合、ワーケーション先進地である白浜町との比較し、特例措置の効果を検証が可能。
- ワケーションや副業・兼業等、働く者の個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を推進することで、令和時代の新たな働き方の実現が期待できる

(参考) 関係法令

■労働基準法（抜粋）

(時間計算)

第三十八条 労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する。

(事業場外のみなし労働時間制)

第三十八条の二 労働者が労働時間の全部又は一部について**事業場外で業務に従事した場合において、労働時間を算定し難いときは、所定労働時間労働したものとみなす。**ただし、当該業務を遂行するためには通常所定労働時間を超えて労働することが必要となる場合においては、当該業務に関しては、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務の遂行に通常必要とされる時間労働したものとみなす。

(専門業務型裁量労働制)

第三十八条の三 使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めた場合において、**労働者を第一号に掲げる業務に就かせたときは、当該労働者は、厚生労働省令で定めるところにより、第二号に掲げる時間労働したものとみなす。**

- 一 業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要があるため、**当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をすることが困難なものとして厚生労働省令で定める業務のうち、労働者に就かせることとする業務**（以下この条において「対象業務」という。）
 - 二 **対象業務に従事する労働者の労働時間として算定される時間**
 - 三 **対象業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し、当該対象業務に従事する労働者に対し使用者が具体的な指示をしないこと。**
 - 四 対象業務に従事する労働者の労働時間の状況に応じた当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置を当該協定で定めるところにより使用者が講ずること。
 - 五 対象業務に従事する労働者からの苦情の処理に関する措置を当該協定で定めるところにより使用者が講ずること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項
- ② 前条第三項の規定は、前項の協定について準用する。

(年次有給休暇)

第三十九条 使用者は、その雇入れの日から起算して六箇月間継続勤務し全労働日の八割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した十労働日の有給休暇を与えなければならない。

- ④ 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めた場合において、**第一号に掲げる労働者の範囲に属する労働者が有給休暇を時間を単位として請求したときは、前三項の規定による有給休暇の日数のうち第二号に掲げる日数については、これらの規定にかかわらず、当該協定で定めるところにより時間を単位として有給休暇を与えることができる。**
- 一 時間を単位として有給休暇を与えることができることとされる労働者の範囲
 - 二 時間を単位として与えることができることとされる有給休暇の日数（五日以内に限る。）
 - 三 その他厚生労働省令で定める事項